

# 覚 書

教材制作受諾者

DX English Canada & New ZeaLand

代表 Mr. David Authur

教材制作受諾者（以下受諾者と言う）は、教材制作依頼者（以下依頼者と言う）が受諾者に送った教材素材で「DX English のソフトで動作する教材」を無料で制作することに同意した。双方以下のことを確認する。

1. 受諾者は、依頼者から送られた依頼者の教材素材のみを使って「DX English のソフトで動作する教材」を依頼者に向けて制作する。制作費用は無償で受諾者は制作費用を依頼者に対して請求してはならない。
2. 依頼者は、依頼者が受諾者に送ったすべての教材素材の著作権が他の法人および個人に帰属しているものが一切ないことを受諾者に送付した時点で確約し保証したものとする。
3. 依頼者の教材素材で制作した教材の著作権は、教材素材は依頼者に帰属し、教材は受諾者に帰属する。
4. 依頼者は、制作を依頼した教材の中に受諾者が持つ教材素材を利用する要求をしてはならない。
5. 依頼者は、依頼者が受諾者に送った教材素材の返却を請求しない。またその代価について一切の金銭的請求をしない。
6. 受諾者は、依頼者が送ってきた教材素材を「DX English のソフトで動作する教材」制作に使用する目的以外に利用し再配布および転売してはならない。ただし、受諾者が依頼者の使用許可を得ればこの限りでない。
7. 依頼者は、依頼者の教材素材で制作した「DX English のソフトで動作する教材」を、受諾者のホームページで不特定の人々に対して永遠にこれを無償配布することに同意する。ただし、受諾者以外のホームページでの無償および有償配布には依頼者と受諾者の協議の上で同意される。
8. 依頼者は、無償で得た依頼者の教材素材を使った「DX English のソフトで動作する教材」を受諾者の許可なく販売してはならない。ただし無償での再配布は永遠に許可される。
9. 依頼者は、受諾者のホームページがなんらかの都合で閉鎖され依頼者の教材素材で制作した「DX English のソフトで動作する教材」の無償配布が中止になっても受諾者に対して異議および損害を申し立てない。
10. 尚、依頼者の教材素材で制作した「DX English のソフトで動作する教材」がビジネスに向かう場合は依頼者と受諾者が協議をして双方が了解した上で事業を進める。

以上

年 月 日

教材制作受諾者

教材制作依頼者



DX English Canada & New ZeaLand

代表 Mr. David Authur